

災害復興住宅建設事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、災害復興住宅建設事業を実施するため、災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年11月11日長野県告示第740号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(民間資金の貸付の期日)

第2 要綱第3（2）の知事が別に定める期日は、災害を受けた日（り災証明書に記載されたり災日をいう）から2年を経過する日とする。

(災害復興住宅資金の年利率)

第3 要綱第4の災害復興住宅資金の年利率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める年利率とする。

(1) 機構資金の貸付を受けた場合 機構資金の年利率（団体信用生命保険に加入しない場合の災害復興住宅融資の借入金利、以下同様とする）

(2) 民間資金の貸付を受けた場合 次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める年利率

ア 借り入れた民間資金の償還開始時における年利率が当該民間資金の金銭消費貸借契約締結日に借り入れた場合における機構資金の年利率を超えるとき 当該機構資金の年利率

イ 借り入れた民間資金の償還開始時における年利率が当該民間資金の金銭消費貸借契約締結日に借り入れた場合における機構資金の年利率を超えないとき 当該民間資金の年利率

(交付申請書に添付する設計図書)

第4 要綱第5の災害復興住宅建設事業補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類で知事が別に定める設計図書は、位置図、配置図及び平面図とする。

(書類の提出期限)

第5 要綱第5第2項の別に定める日は、災害復興住宅資金の金銭消費貸借契約を締結した日の属する年度の末日又は契約を締結した日から半年を経過する日のいずれか遅い日とする。

附則（平成22年3月8日21住第351号）

この要領は、平成21年6月15日から適用する。

附則（平成23年7月15日23住第89号）

1 この要領は、平成23年7月15日から適用する。

2 要領第2に規定する民間資金の貸付の期日について、長野県北部の地震による被害に限り、平成28年3月31日とする。

附則（平成27年2月13日26建住第334号）

1 この要領は、平成27年2月13日から適用する。

2 要領第2に規定する民間資金の貸付の期日について、長野県北部の地震による被害

に限り、平成30年3月31日とする。

附則（令和2年9月25日2建住第270号）

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

附則（令和3年3月29日2建住第534号）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和3年10月12日3建住第533号）

- 1 この要領は、令和3年10月12日から適用する。
- 2 要領第2に規定する民間資金の貸付の期日について、令和元年台風第19号による被害に限り、令和4年11月30日とする。

附則（令和4年11月28日4建住第1098号）

- 1 この要領は、令和4年11月28日から適用する。
- 2 要領第2に規定する民間資金の貸付の期日について、令和3年8月豪雨による被害に限り、令和6年9月30日とする。